

山口県報

平成24年
10月12日
(金曜日)

目次

規則
知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………
訓令
副知事の事務の分担に関する規程(人事課)……………



知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第八十五号

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務の代理に関する規則(昭和五十一年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、本則を本則第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

1 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次に掲げる順序による。

- 一 岡田 実
- 二 藤部 秀則

附則

この規則は、平成二十四年十月十五日から施行する。



山口県訓令第八号

副知事の事務の分担に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

副知事の事務の分担に関する規程

(趣旨)

第一条 副知事の事務の分担については、知事が別に定めるものを除き、この訓令の定めるところによる。

(事務の分担)

第二条 総合政策部の分掌事務に関するについては、二人の副知事が共同して行うものとする。

2 次に掲げる事項については、岡田副知事が担当するものとする。

一 総務部、地域振興部(観光交流局を除く)、環境生活部、健康福祉部及び会計管理局の分掌事務に関すること。

二 執行機関である委員会及び委員、県議会並びに企業局との連絡調整に関すること。

3 地域振興部(観光交流局に限る)、(商工労働部、農林水産部及び土木建築部の分掌事務に関する)については、藤部副知事が担当するものとする。

平成二十四年十月十二日印刷
平成二十四年十月十二日発行

発行人所

山口県知事庁

第三条 前条第二項に規定する事項のうち産業戦略推進に関することについては、藤部副知事がこれを補佐するものとする。

2 前条第三項に規定する事項については、岡田副知事がこれを補佐するものとする。
(事務の分担の特例)

第四条 副知事のうち一人に事故があるとき又は一人が欠けたときは、前二条の規定にかかわらず、他の一人が第二条各項に規定する事項を担当するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十四年十月十五日から施行する。